

口腔保健用機能性食品研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、口腔保健用機能性食品研究会（英語名：Japanese Society of Functional Foods for Oral Health）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を当面、鶴見大学歯学部探索歯学講座内に置き、事務処理に当たる。

事務局所在地：

〒230-8501 神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3 鶴見大学歯学部探索歯学講座
TEL：045-580-8462 FAX：045-573-2473

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、口腔保健用の機能性食品に関する研究および活動成果の発表と知識の普及を図り、もって学術・応用研究の発展、口腔保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学術集会および総会の開催
- (2) 各種媒体による情報交換
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の諸事業に協賛する個人または団体
- (3) 学生会員

(入会)

第6条 入会を希望する者は、所定の入会申込書に年会費を添えて本会事務局に提出しなければならない。

2. 賛助会員の入会は理事会の承認を必要とする。

(年会費)

第7条 本会の年会費は、附則により定める。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡（団体の場合は解散）
（退会）

第9条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を本会事務局に届け出なければならない。

（除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、除名することができる。

- (1) 本会会員として品位を著しく欠く行為があったとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき

第4章 役員

（役員）

第11条 本会に、正会員の中から次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 10名以内
- (3) 監事 1名
- (4) 総会会長 1名

ただし、民間企業等に転職したときは役員資格を失う。

（理事長）

第12条 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 理事長は、理事の互選により選出され総会で承認される。
3. 理事長の任期は4年とし、再任は妨げないが連続2期を限度とする。
4. 理事長に事故の生じたときは、庶務担当理事が代行する。ただしその任期は前任者の残任期間とする。

（理事）

第13条 理事は、別に定める規則により選出し、総会で承認され第17条に定める職務を行う。

2. 理事の任期は4年とし、再任を妨げない。

（監事）

第14条 監事は、別に定める規則により選出し、総会で承認され、第14条3に定める職務を行う。

2. 監事の任期は4年とし、再任を妨げないが連続2期を限度とする。
3. 監事は、本会の財産、会計ならびに会務の執行を監査する。

（総会会長）

第15条 総会会長は、理事会で選出され当該年度の総会および学術集会の運営に当たる。総会会長の選出方法は総会会長選出内規により定める。

2. 総会会長の任期は、担当する総会が終了するまでとし、次年度総会会長にその職務を引き継ぐものとする。
3. 総会会長は、2期連続して就任することはできない。
4. 総会会長は、当該年およびその前年に開催される理事会に出席し、総会の準備状況や結果の報告をしなければならない。

第5章 会議

(総会)

第16条 本会は、原則として総会ならびに学術集会を毎年1回開催する。

2. 総会は、理事長が招集し、総会会長が議長を務める。
3. 議事は、出席正会員の過半数の可否により決する。

(理事会)

第17条 理事会は、理事長が年1回以上招集し、理事長、理事、および監事をもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 毎年度の事業および会計に関する事務
- (2) その他、理事会が必要と認めた事項

2. 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ委任状を提出した者は、出席と見なす。
3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(学術集会および総会の運営)

第18条 学術集会での筆頭発表者は、会員に限るが、共同発表者はその限りでない。

2. 総会会長は、会員以外の者を学術集会に招請し、学術発表させることができる。
3. 学術集会の運営費は、その都度学術集会費を徴収してこれに充てる。

第6章 委員会

(委員会)

第19条 本会に委員会をおくことができる。

第20条 委員会の名称および任務は理事会の議を経て理事長が定める。

第21条 委員長は、理事会の議を経て理事長が任命する。

第22条 委員は、委員長の推薦により理事長が任命する。

第23条 委員長および委員の任期は4年とし、再任は妨げないが連続2期を限度とする。

第7章 会計

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(本会運営の経費)

第25条 本会の運営に要する経費は、年会費ならびに寄付金などを以てこれに充てる。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第26条 この会則は、理事会および総会の議決を経て変更することができる。

附則

1. 本会の年会費は、次の通りとする。
 - (1) 正会員 3,000円
 - (2) 賛助会員 15,000円
 - (3) 学生会員 1,000円
2. この会則は、2011年8月21日から施行する。